

持続可能な学校の実現を目指す意見書

昨年4月、労働基準法で規定されている時間外労働の上限規制が猶予されていた業種にも上限が設けられ、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が適用される教員については、依然として上限が守られない状態が続いている。

学校現場では、教員希望者の減少、病気休職者や早期退職者の増加などにより、深刻な教職員不足が発生し、子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。この問題の解決には、教職員の働き方の改善、とりわけ長時間労働を是正して、持続可能な学校を実現することが重要である。

国の「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、学校の働き方改革の前進を図るとしており、まずはこの実現が必要である。そのうえで、これが実現されたとしても長時間労働の是正にはさらなる対応が必要であり、教員の健康と福祉を守るための抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担の軽減につながる教職員定数の改善などを実施すべきである。

よって、国会及び政府においては、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1 部活動の地域移行や標準授業時数の削減など、具体的な業務削減を示し、教職員の負担軽減を図ること。
- 2 教職員定数の改善を実施すること。
- 3 教員の命と健康を守るため、給特法上の特定の4業務に該当しない家庭訪問などの校務や部活動の指導などの業務が所定の勤務時間外に行われた場合でも、「教員の自発的行為」とされる現状の運用を改善すること。
- 4 勤務実態調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、  
財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

（提出者）民主市民連合、公明党、日本共産党、坂元・荒井及び日本維新の会  
所属議員全員並びに山口かずさ山口かずさ議員、  
未来さっぽろ成田祐樹議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員